

指 示

平成23年4月22日9時44分

福島県知事 殿
浪江町長 殿
川内村長 殿
檜葉町長 殿
南相馬市長 殿
田村市長 殿
葛尾村長 殿
広野町長 殿
いわき市長 殿
飯舘村長 殿
川俣町長 殿

平成23年（2011年）福島第一及び第二
原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

福島第一原子力発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避を解除すること。

また、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定したので、当該区域内の居住者等は、以下のとおり、避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこと。

① 計画的避難区域

以下の区域内の居住者等は、原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。

葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長(以下「原子力災害対策本部長」という。)が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)を除く区域。

川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班

南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班

② 緊急時避難準備区域

以下の区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることが妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。

広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内

の区域)を除く区域。

田村市の一部：都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに
市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林
班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林
班まで及び 301 林班から 303 林班までの一部

南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成 23 年 3 月 15 日付けで
屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径 20 キ
ロメートル以上 30 キロメートル圏内の区域）のうち、①の計画的避
難区域を除いた区域

公 示

平成23年4月22日9時44分

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径20キロメートル圏内の区域</p> <p>(2) 平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（(1)の区域）を除く以下の区域</p> <ul style="list-style-type: none">・ 葛尾村・ 浪江町・ 飯舘村・ 川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班・ 南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班 <p>(3) 原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（(1)の区域）を除く以下の区域</p> <ul style="list-style-type: none">・ 広野町・ 楡葉町・ 川内村・ 田村市の一部：都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署25
----------------------------	---

	<p>1 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から270 林班まで、283 林班から300 林班まで及び301 林班から303 林班までの一部</p> <p>・南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち、（2）の区域を除いた区域</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分</p> <p>発生場所 福島第一原子力発電所</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>〈避難区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の居住者等は、避難のための立退きを行うこと。</p> <p>〈警戒区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内は原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定されたこと。 緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。</p> <p>〈屋内退避区域の解除〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の居住者等に対しては、屋内への退避を行うことが解除されること。</p> <p>〈計画的避難区域〉 1.（2）の区域は計画的避難区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。</p> <p>〈緊急時避難準備区域〉 1.（3）の区域は緊急時避難準備区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又</p>

	<p>は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。</p>
--	---